

「令和6年度 炭鉄港を活かした地域活性化戦略策定等事業」委託業務公募型プロポーザル
質問内容及び回答について

| | 質問内容 | 回答 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 成果品の「炭鉄港を活かした地域活性化戦略(仮称)製本(カラー)」と「炭鉄港を活かした地域活性化戦略(仮称)概要版製本(カラー)」について、ページ数のめやすはあるか。 | 「炭鉄港を活かした地域活性化戦略(仮称)製本(カラー)」については、特にめやすはないが、類似事業を参考にすると40ページ程度以上にはなると考える。 「炭鉄港を活かした地域活性化戦略(仮称)概要版製本(カラー)」については、10ページ以下で概要を簡潔に伝えるものをイメージしている。 |
| 2 | 成果品を印刷する印刷会社などもコンソーシアムに入れる必要があるか。 | 業務の一部を外注する場合は、コンソーシアムに入れる必要はない。 |
| 3 | 過去の事業の整理も業務に含まれるか。また、「日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書」は受託者から文化庁へ提出するのか。 | 企画提案指示書4(2)に記載のとおり、過去の事業の整理が業務内容に含まれる。 「日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書」については、本事業内で素案を作成し、業務終了後、それを元に炭鉄港推進協議会が決定したものを文化庁に提出する。 |
| 4 | 企画提案指示書16(3)アに記載の審査基準については、どのように判断するか。 | 企画提案内容の妥当性や有識者・関係者との連携予定などから、日本遺産「炭鉄港」をとりまく現状や、目指すべき方向性を正しく理解しているか判断する。 |
| 5 | 戦略・地域活性化計画の中に盛り込む各事業の実施に必要な事業費は、本業務の予算に含まれるか。また、戦略・地域活性化計画の中に盛り込む各事業を実施する際の契約は、本業務受託事業者との随意契約になるか。 | 各事業の実施に必要な事業費は、本業務の予算に含まれない。 また、各事業の契約は、本業務の契約とは独立して、それぞれプロポーザルや見積合わせなどの適した方法により契約する。 |
| 6 | 本業務は空知総合振興局から募集されているが、炭鉄港推進協議会とはどのような立場関係になるか。 | 本業務の予算は空知総合振興局から出ることが、炭鉄港に関する施策は炭鉄港推進協議会の各関係団体と連携しながら進めているものが多く、本業務も炭鉄港推進協議会との連携は重要と考える。 |

| | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 地域活性化計画は文化庁から指定されている必ず策定するものであり、一方で戦略については炭鉄港が任意で独自に策定するものか。 | お見込みのとおり。 |
| 8 | 地域活性化計画の計画年数は文化庁から第一次6か年、第二次3か年と指定されているのか。 | お見込みのとおり。日本遺産の再認定に合わせて、文化庁から指定される。日本遺産審査・評価委員会委員で決定され、第三次地域活性化計画については6か年になる見込み。 |
| 9 | 他にも独自で長期計画を策定している日本遺産はあるか。 | 知っている範囲では、兵庫県の日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」 |
| 10 | 本事業の確定時期は？ | 令和6年度の第4四半期頃 |
| 11 | 今年度の日本遺産再審査のスケジュールは？ | 再審査は令和7年度で、令和6年度は準備期間となる。 |
| 12 | 「地域活性化計画」及び「日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書」の様式は文化庁指定か。 | お見込みのとおり。地域活性化計画の様式については、企画提案指示書6に記載した他日本遺産の第二次地域活性化計画の様式から大きくは変わらないと思われる。 |
| 13 | 検討会議は集合でもオンラインでもいいか。 また、すでに予定されている担当者が集まる会議と抱き合わせで検討会議を開催できるか。 | 遠方の関係者も多く、毎回、全員が集合形式でやるのは非現実的なので、オンラインもうまく活用してほしい。 現在のところ予定されている会議はないので、検討会議は独自に調整してほしい。 |
| 14 | 炭鉄港推進協議会の関係団体はどんな団体か。 | 空知総合振興局 Web サイト内の 「炭鉄港推進協議会のページ」 や、 炭鉄港ポータルサイト を参照 |
| 15 | 本業務の遂行にあたって新たに加えるべき有識者や関係者はいるか。 有識者は学術的な分野の方も必要か。 必要な場合、どのような分野の方が。 | 本業務では炭鉄港推進協議会など内部の関係者の意見を吸い上げることと同時に、外部の有識者による監修も重視しており、学術的な知見も必要と考える。 札幌学院大学名誉教授の太田清澄氏や、NPO 法人歴史的な地域資産研究機構の角幸博氏などの分野が該当すると考えられる。 |

| | | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | <p>成果品の「炭鉄港を活かした地域活性化戦略(仮称) 概要版 製本」については、増刷やWeb公開などにより、広く地域住民に見てもらうことを想定しているか。関係者以外にも読みやすい内容を想定しているか。</p> | <p>お見込みのとおり。企画提案指示書2で「行政・民間・市民などがそれぞれ主体的に取り組む指針となるための戦略及び地域活性化計画を策定」と記載しているとおり、市民参画も目的の一つなので、地域住民にとっても読みやすいものであることが望まれる。</p> |
| 17 | <p>どの主体がどの事業をやるかは、第一次地域活性化計画では定めていないと思うが、定める必要があるか。</p> | <p>企画提案指示書6に記載の第一次地域活性化計画では、34 ページ以降で炭鉄港推進協議会以外が実施する事業計画を記載している。同じように、今回策定する戦略・地域活性化計画でも、空知総合振興局や炭鉄港推進協議会以外が実施する事業が盛り込まれることが考えられる。</p> |
| 18 | <p>第一次地域活性化計画の「将来像」の部分は第二次地域活性化計画に引き継ぐか。</p> | <p>第一次地域活性化計画を作った H30 年度から状況が変わっている部分もあり、引き継ぐか刷新するかを検証も本業務内で行ってほしい。</p> |
| 19 | <p>過去の事業がまとまっている資料はあるか。</p> | <p>空知総合振興局や炭鉄港推進協議会が行った事業についてはある程度資料があるが、市町や民間団体などが行った事業については手元に資料がないものも多い。</p> |
| 20 | <p>プレゼンの実施予定はいつ頃か。</p> | <p>5月27日(月)が企画提案書の提出期限で、その週のうち(~5月31日(金))にやることを検討している。</p> |
| 21 | <p>プレゼンの際、企画提案書の他にはスライドなど使用できるか。 企画提案書は縦横どちらでもいいか。</p> | <p>企画提案書以外は使用できない。 公告文と一緒に公開している企画提案書様式に記載の項目が網羅されていれば、レイアウトは自由。</p> |